

役員一覧



取締役

代表取締役 社長執行役員 取締役会議長

小森 伸昭 1969年5月2日生

1992年
2000年
2017年
2018年

東京海上火災保険株式会社
(現 東京海上日動火災保険株式会社) 入社
当社設立 代表取締役社長
株式会社AHB 取締役(現任)
アニコム損害保険株式会社
取締役・会長執行役員(現任)

在任期間 25年11か月
出席状況 取締役会(15/15回)

2018年 当社 代表取締役・社長執行役員(現任)
2020年 アニコム先進医療研究所株式会社
取締役(現任)
2021年 アニコムパフェ株式会社 取締役(現任)
2025年 京都大学大学院総合生存学館 特任教授
リバーフィールド株式会社 社外取締役(現任)



取締役

代表取締役 副社長執行役員

百瀬 由美子 1967年9月8日生

1991年
2000年
2003年
2005年
2010年

東京海上火災保険株式会社
(現 東京海上日動火災保険株式会社) 入社
当社 入社
当社 取締役
当社 常務取締役
アニコム損害保険株式会社 常務取締役

在任期間 5年9か月
出席状況 取締役会(14/15回)
指名・報酬・ガバナンス委員会(6/6回)

2015年 同社 専務取締役
2018年 同社 取締役・専務執行役員(現任)
2020年 当社 専務執行役員
2020年 当社 取締役・専務執行役員
2022年 当社 代表取締役・副社長執行役員(現任)



取締役

社外 取締役 指名・報酬・ガバナンス委員長

田中 栄一 1953年11月25日生

1978年
2007年
2008年
2010年
2012年
2013年

郵政省入省
総務省 総合通信基盤局 電波部長
同省 大臣官房総括審議官
同省 大臣官房長
同省 情報流通行政局長
同省 総務審議官
損保ジャパン(日本興亜株式会社) 顧問
(現 損害保険ジャパン株式会社)

在任期間 5年9か月
出席状況 取締役会(15/15回) 指名・報酬・ガバナンス委員会(6/6回)
独立役員等連絡会(6/6回)

2015年 NTTコミュニケーションズ株式会社 常務取締役
2019年 一般財団法人放送セキュリティセンター 理事長
GCストーリー株式会社(現 GCホールディングス株式会社)
監査役(現任)
2020年 当社 社外取締役(現任)



取締役

社外 取締役

尚山 勝男 1955年2月21日生

1978年
2008年
2011年
2013年
2016年

アサヒビール株式会社(現 アサヒグループホールディングス
株式会社) 入社
同社 理事 東関東統括本部長
同社 執行役員 中国統括本部長
株式会社エルビ 代表取締役社長
アサヒグループ食品株式会社 専務取締役

在任期間 3年9か月
出席状況 取締役会(15/15回) 指名・報酬・ガバナンス委員会(6/6回)
独立役員等連絡会(6/6回)

2017年 同社 代表取締役社長
2021年 アサヒグループホールディングス株式会社
社友(現任)
2022年 竜田製菓株式会社 社外取締役(現任)
当社 社外取締役(現任)



取締役

社外 取締役

武見 浩充 1952年12月16日生

1975年
1982年
1998年
2001年
2004年
2006年

日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行) 入行
米口チェスター大学 経営大学院 修了 MBA
米ハーバードビジネススクールAMP
(上級管理職プログラム) 修了
設備投資研究所 副所長
株式会社新銀行東京(現 株式会社きらぼし銀行) 執行役
千葉商科大学会計ファイナンス研究科 教授(分野: (経営学)
コーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス)

在任期間 3年9か月
出席状況 取締役会(15/15回) 指名・報酬・ガバナンス委員会(6/6回)
独立役員等連絡会(6/6回)

2007年 千葉商科大学大学院政策研究科博士課程 修了 博士(政策研究)
2017年 当社 社外監査役
2022年 当社 社外取締役(現任)
2023年 千葉商科大学 名誉教授同会計大学院会計ファイナンス研究
科客員教授(分野:コーポレート・ガバナンス、企業倫理、ファ
イナンス、経済学)(現任)



取締役

社外 取締役

デイビッド・G・リット 1962年10月10日生

1988年
1989年
1990年
1991年
2007年

米国第9巡回区控訴裁判所アルフレッド・T・グッドウィン判
事付書記官
米国カリフォルニア州弁護士登録
米国最高裁判所アンソニー・M・ケネディー判事付書記官
コロンビア特別区弁護士登録
O'Melveny & Myers LLP 入所 弁護士
モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所入所 弁護士

在任期間 3年9か月
出席状況 取締役会(15/15回) 指名・報酬・ガバナンス委員会(6/6回)
独立役員等連絡会(6/6回)

2012年 株式会社デネブ再生可能エネルギー
代表取締役最高経営責任者
2015年 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授(現任)
2020年 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所
入所 外国法事務弁護士
2022年 当社 社外取締役(現任)



取締役

社外 取締役

大和田 征矢 1974年1月13日生

1996年
1999年
2003年
2008年
2009年
2011年
2018年
2019年
2020年

株式会社光通信 入社
同社 ネットワーク国際通信事業部長
同社 NVV事業本部TMC事業部長
同社 TMC事業本部長
同社 取締役
同社 上席執行役員(現 執行役員)
同社 商品企画事業部長
株式会社アクトコール 社外取締役
株式会社光通信 取締役
株式会社保険見直し本舗 取締役
さくら損害保険株式会社 取締役(現任)
株式会社光通信 執行役員 損害保険事業部長
株式会社NFCホールディングス 代表取締役

2020年 日本共済株式会社 取締役
株式会社NFCホールディングス 取締役
2021年 匠フロンティアアンドプロテクション株式会社 取締役(現任)
すまい共済株式会社 取締役
2023年 株式会社HCMAアルファ 取締役(現任)
2024年 オリブ少額短期保険株式会社 取締役(現任)
スマイル少額短期保険株式会社 取締役(現任)
プラス少額短期保険株式会社 取締役(現任)
インシュラントグループ株式会社 代表取締役(現任)
さくらライフソリューション株式会社 取締役(現任)
株式会社光通信 常務執行役員
2026年 同社 上席執行役員(現任)
当社 社外取締役(現任)



取締役

社外 取締役

勝屋 敏彦 1965年12月18日生

1989年
2006年
2010年
2013年
2014年
2015年
2017年

株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
マネックスビーンズホールディングス株式会社(現マネックスグループ株式会社)入社
執行役員企画室長、経営管理部長
株式会社マネックスFX(現 マネックス証券株式会社)
代表取締役社長
マネックスグループ株式会社 執行役員 Chief Project Officer
マネックス証券株式会社 取締役常務執行役員
同社 取締役副社長
同社 代表取締役社長
マネックスグループ株式会社 取締役執行役
同社 執行役 Chief Operating Officer

2018年 コインチェック株式会社 代表取締役社長
2019年 一般社団法人日本仮想通貨交換業協会(現 日本暗号資産取引業協会) 理事
マネックスグループ株式会社 常務執行役員 Chief Financial Officer
2021年 アルヒ株式会社 副社長執行役員
同社 代表取締役副社長 COO
2022年 同社 代表取締役社長CEO兼COO
2024年 Coincheck Group N.V. Non-Executive Director
2025年 同社 Executive Director(現任)
同社 COO
2026年 同社 Chief Risk Officer(現任)
当社 社外取締役(現任)



取締役

社外 取締役

林 史朗 1977年3月20日生

2001年
2005年
2009年
2014年

JPモルガン証券 入社
スパークス・グループ 入社
ダルトン・インベストメンツ・グループ 入社
ダルトン・アドバイザーズ株式会社 代表取締役(現任)

2016年 株式会社プレスステージインターナショナル
取締役
2020年 天馬株式会社 非業務執行取締役
2026年 当社 社外取締役(現任)



監査役

常勤監査役

須田 一夫 1949年4月21日生

1974年
2005年
2009年
2010年
2011年

東京海上火災保険株式会社
(現 東京海上日動火災保険株式会社)入社
Tokio Marine Seguradora社 取締役副社長
アニコム損害保険株式会社入社
当社 執行役員
アニコム損害保険株式会社 執行役員
当社 取締役

在任期間 10年9か月
出席状況 取締役会(15/15回) 監査役会(14/14回)
独立役員等連絡会(6/6回)

2016年 セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 監査役
2019年 当社 常勤監査役(現任)
アニコムパフェ株式会社 監査役(現任)
アニコムフロンティア株式会社 監査役
アニコム先進医療研究所株式会社 監査役(現任)
2020年 株式会社シムネット 監査役(現任)
2024年 株式会社フローエンス 監査役(現任)



監査役

監査役

花岡 慎 1969年4月3日生

1992年
2014年
2018年
2022年

東京海上火災保険株式会社
(現 東京海上日動火災保険株式会社)入社
アニコム損害保険株式会社 入社
同社 執行役員
同社 取締役・執行役員
ATE株式会社 取締役
当社 監査役(現任)

在任期間 3年8か月
出席状況 取締役会(14/15回) 監査役会(13/14回)
独立役員等連絡会(6/6回)

2023年 Value Group株式会社
(現 Value Financial Holdings株式会社) 取締役
株式会社バリュー・エージェント 取締役
2024年 Value Financial Holdings株式会社
取締役副社長執行役員
株式会社バリュー・エージェント
取締役副社長執行役員
2026年 KIBAN株式会社 代表取締役CEO(現任)



監査役

社外 監査役

伊藤 公一 1969年12月30日生

1998年
2000年
2001年

東京大学大学院医学系研究科博士課程
博士号(医学)取得
東京薬科大学 日本学術振興会特別研究員
久留米大学 助手
テキサス大学ガルベスタン校 研究員

在任期間 3年8か月
出席状況 取締役会(14/15回) 監査役会(14/14回)
独立役員等連絡会(6/6回)

2005年 東京大学大学院 助手
2008年 東京大学大学院 助教
2015年 東京大学大学院 特任准教授
2022年 当社 社外監査役(現任)
2025年 東京大学大学院 特任教授(現任)



監査役

社外 監査役

青山 慶二 1949年2月2日生

1973年
1987年
1998年
2003年
2004年
2006年
2008年
2009年

国税庁入庁
在香港日本国総領事館(領事)
国税庁国際業務課 課長
ニューヨーク大学ロースクール 客員研究員
2004年 国税庁 審議官(国際担当)
筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授(租税法)
公益財団法人全国法学会総連合 税制アドバイザー(現任)
経団連21世紀政策研究所 国際租税委員会 研究主幹

在任期間 2年9か月
出席状況 取締役会(15/15回) 監査役会(14/14回)
独立役員等連絡会(4/6回)

2012年 早稲田大学大学院会計研究科 教授(租税法)
2019年 株式会社野村資産承継研究所 税務顧問(現任)
ジェネシスヘルスケア株式会社 社外監査役(現任)
2020年 千葉商科大学大学院 会計ファイナンス研究科 客員教授(現任)
2023年 当社社外監査役(現任)
日本公認会計士協会 税務相談員(現任)
2024年 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 特命教授(現任)



監査役

社外 監査役

岸本 有巨 1973年6月4日生

2004年
2008年
2010年
2013年
2014年

雨宮眞也法律事務所入所
雨宮眞也法律事務所 パートナー就任
中央大学法学部 非常勤講師
原子力紛争解決センター仲介委員
中野区情報公開・個人情報保護審査会委員(現任)

在任期間 9か月
出席状況 取締役会(11/11回) 監査役会(10/10回)
独立役員等連絡会(5/5回)

2016年 鑑橋法律事務所開設
2020年 弁護士法人鑑橋法律事務所設立 代表弁護士(現任)
2020年 アニコム損害保険株式会社 社外監査役
2025年 当社社外監査役(現任)

執行役員

地 位	氏名	担当
専務執行役員	野田 真吾	社長補佐
常務執行役員	高橋 祐幸	グループ統括データ戦略部
執行役員	河野 寛貴	経営企画部、財務経理部
執行役員	永井 真樹子	コンプライアンス推進部
執行役員	田村 勝利	経営企画部(健康イノベーション事業担当)
執行役員	竹内 幹郎	リスク管理部

社外取締役メッセージ

アニコムグループでは、経営戦略・経営課題について客観的かつ多角的な視点で議論を行うことを目的として幅広い分野において高い知見を持つ経営者等を社外取締役として選任しています。

7名の社外取締役から、「アニコムの企業価値を高めるために、さらに何が必要と考えるか」についてメッセージをいただきました。

アニコムは、保険会社としてだけでなく、ペットのウェルビーイングを広く実現する存在へとその姿を変えていこうとしています。

そこには大きな希望とともに、幾つもの挑戦が待ち受けているでしょう。個々の事業会社、事業組織毎の収益を従来以上にしっかりと把握するとともに、将来のグループの姿についてもさまざまな視点から検討を進める必要があるでしょう。アニコムの中長期的な価値の創造を実現すべく邁進して参ります。



取締役
田中 栄一

現在、私たちアニコムは新たなステージに挑戦しております。これは中核業であるペット保険に加えてペット医療の革新(JARVIS Tokyo)への取り組みです。これにより川上から川下までの垂直統合により企業価値を長期的にさらに大きく高めるための戦略です。ただしそのための投資も大きくなるため計画の進捗管理や費用管理のトレースには十分な注力が必要となります。社外取締役として、この点を踏まえ企業ガバナンスの整備を含めて株主をはじめとしたステークホルダーの皆様のご期待に応えて参る所存です。



取締役
尚山 勝男

アニコムの企業価値をさらに高めるには、JARVIS Tokyo事業の着実な成長と、獣医療費の高騰に備えたアニコム損保契約ペットの健康増進・予防への継続的な取り組みが最も重要と考えます。この一年で同事業を立ち上げ、成長軌道に乗せた多大なご尽力、またフローエンスをはじめとする、繁殖から食・口腔ケアに至る多面的な健康増進の取り組みの着実な進展に、強く感銘を受けました。社外取締役として、これらの取り組みを後押しし、企業価値の一層の向上に貢献して参りたいと存じます。



取締役
デイビッド・G・リット

経営戦略の方向性に誤りはないが、執行面では齟齬が散見される。①案件を同時並行で進める体制に(人材)制約があり、他社協業の検討が必要な時機にある。②資本コストを意識した投資判断という方向性は共有されているが、案件管理を的確に反映する管理会計基盤が十分でなく、実質的な評価に繋がっていない。③外部取締役のみの会議体を通じ、各取締役がスキルに応じた論点を提起し、取締役会において、例えば①②に見られる発言ほか、執行部門への牽制機能を果たしている。



取締役
武見 浩充

アニコムは、ペット保険を中核に独自のポジションを確立し、顧客基盤やデータ資産など、将来の成長を支える強みを着実に築いてまいりました。今後は、これらの強みを最大限に活かしながら、各事業の成果や成長可能性を見極め、資本効率や事業ポートフォリオの観点から踏まえて経営資源を適切に配分することで、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。私は社外取締役として、保険事業で培った知見を活かし、株主をはじめとするステークホルダーの視点も踏まえながら、アニコムグループの持続的な成長と企業価値向上に貢献してまいります。



取締役
大和田 征矢

私はこれまでの37年間、銀行、証券、仮想通貨など様々な金融業界で業界再編を体験して来ましたが、常に変わっていく外部環境の先行きを見通し、自らが積極的に変わっていかなければ却ってリスクを大きく取ることになりうると実感しています。そういう意味で、ペット保険のリーディングカンパニーであるアニコムグループが自社事業を再定義し多角的に発展させていこうとする姿勢に共鳴しています。一方、リスクのないところにリターンはありませんから、適切にリスクを取り、モニタリングすることも重要です。社外取締役として、私はこれまでの知見を総動員し、俯瞰的かつ長い時間軸の観点から意見を述べるなどして企業価値向上に努めて参ります。



取締役
勝屋 敏彦

アニコムは、事業活動を通じて日本のペット・飼い主・関連業界全体の厚生向上に貢献し、そのことが企業の持続的な成長にもつながる「Shared Value／共通価値創造型」企業であると信じています。一方で、更なる企業価値向上の鍵は、全ての事業・投資において資本規律を徹底することです。具体的には、保険事業単体での健全な収益性を維持・向上させること、非保険事業も、シナジー期待にとどまらず、各事業が投下資本に見合ったリターンを確保することです。事業単体での収益性がある初めて、シナジー創出にも長期的な視点で取り組めるものと考えます。社外取締役として、当社の「資本コストや株価を意識した経営」実践に貢献できるよう、取締役会の議論に誠心誠意参画して参ります。



取締役
林 史朗

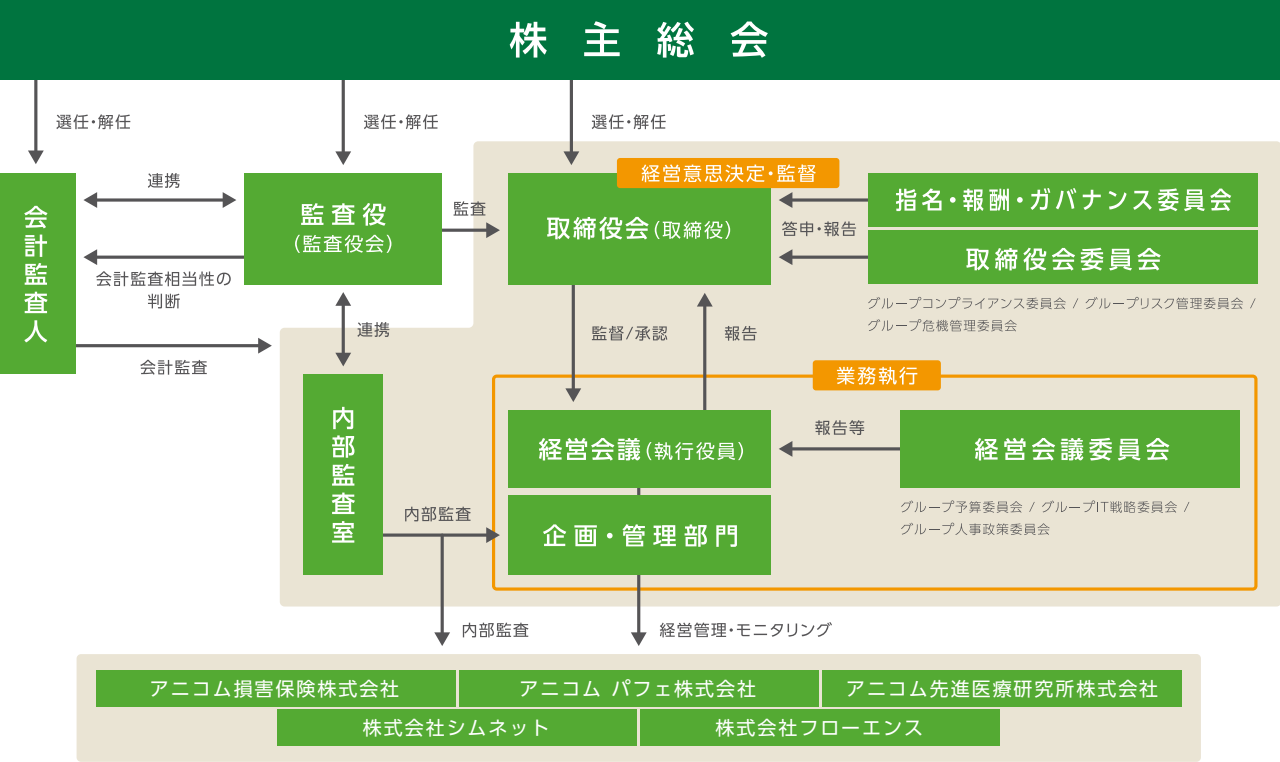
コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、アニコムグループの経営理念である「それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、分業協力することで、世界中に「ありがとう」を拡大すること」を通じて、すべてのステークホルダーに対する責務と約束を果たし、その社会的使命を全うするとともに、グループ全体の企業価値の永続的な向上を目指します。アニコムグループでは、これらを着実に実現するためグループコーポレート・ガバナンス基本方針を策定し、健全で透明性の高いグループコーポレート・ガバナンス体制の維持・強化に取り組んでいます。

1. 企業統治体制の採用理由と概要

当社の企業統治体制は、以下のとおりです。



(1) 企業統治体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を採用し、取締役会が、監査役会と緊密に連携し、重要案件の最終意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能を強化しています。また、当社では、取締役会及び監査役会において、過半数を社外取締役および社外監査役とするなど透明性の高いガバナンス体制を構築しています。

さらに、執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能を明確に分離することで、取締役会の牽制・監督機能といったガバナンスの観点についても強化していることに加え、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会とは別に社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会として「指名・報酬・ガバナンス委員会」を設置しています。なお、「指名・報酬・ガバナンス委員会」は、過半数を社外取締役から選出しています。

(2) 企業統治体制の概要

①取締役会および取締役

当社の取締役会は、社内取締役2名（小森伸昭氏、百瀬由美子氏）及び社外取締役7名（田中栄一氏、尚山勝男氏、武見浩充氏、デイビッド・G・リット氏、大和田征矢氏、勝屋敏彦氏、林史朗氏）の9名で構成され、議長は代表取締役である小森伸昭氏が務めています。

なお、当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めています。

当社の取締役会は、グループの信頼の維持・向上を重視して、業務執行に関する重要な意思決定を決議するとともに、執行役員の業務を監督しています。持株会社である当社の取締役会は、グループの中長期戦略や各種基本方針を決定するなどの機能を有し、各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を十分に全うできるよう努めています。また、アニコムグループの中核企業であるアニコム損害保険株式会社においても執行役員制度を採用しており、各執行役員は取締役会にて決定された執行担当業務を遂行しています。

また、当社は、グループ会社経営管理基本方針に基づき、子会社における重要な経営事項について当社の取締役会において審議し、必要に応じて報告を求めるなどの子会社を監督する体制をとっています。

更に、グループ経営会議を定期的に開催し、グループ会社の取締役及び執行役員等でグループ全体の業務執行に係る議案を協議し、当社取締役会においては重要な経営事項について、その審議内容・提言を十分に考慮して意思決定を行っています。

②監査役会及び監査役

当社の監査役会は、監査役2名（須田一夫氏（常勤）、花岡慎氏）及び社外監査役3名（伊藤公一氏、青山慶二氏、岸本有巨氏）の5名で構成されています。

監査役会は、監査役会規則に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議をしています。各監査役は、監査役会で策定された監査役監査基準や監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、業務及び財産の状況を監査するとともに、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受けるなど、相互に緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監督しています。

③指名・報酬・ガバナンス委員会

当社は、取締役会の諮問委員会として、当社及びアニコム損害保険株式会社の社外取締役6名及び社内取締役2名の8名で構成される指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しています。同委員会では、当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役の選任・解任、当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件、当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役の業績評価、当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬体系、当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役の報酬水準とともに、コーポレートガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況を審議しています。

2. 企業統治に関するその他の事項

当社は、業務の適正を確保するための体制（以下、内部統制システムといいます。）の整備について、取締役会決議を経た上で、内部統制システム基本方針を定めています。また、当社は、グループ会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項をグループの各種方針に定めています。

3. 株主総会決議に関する事項

(1) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う旨定款に定めています。

(2) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う旨定款に定めています。また、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めています。これらは、定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(3) 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、将来の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、自己株式を取締役会の決議で取得することができる旨を定款に定めています。

また、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためです。

取締役会の実効性

取締役会の実効性評価

当社では、取締役会の機能を向上させ、企業価値を高めることを目的として、定期的に取締役会の実効性の自己評価・分析を行っております。この自己評価・分析の方法として、取締役会及び指名・報酬・ガバナンス委員会の構成員を対象にアンケートを実施し、その回答結果を踏まえ、当委員会で分析・評価・議論を行っています。この分析・評価・議論を踏まえた実効性評価の結果は、取締役会に答申され、取締役会において審議を行っております。直近では、2023年5月に実施しており、その実効性評価の結果の概要は、次のとおりです。

当社の取締役会は、過半数が独立社外取締役で構成されていることに加えて、社外取締役からも積極的な発言がなされ、自由闊達で、深度ある議論・意見交換がなされていることなどから、取締役会の実効性が確保されているものと評価しております。一方で、発言者の発言時間を含む議案ごとの審議時間をより意識した議事運営が求められることや、専門性やジェンダーの観点での取締役会の多様性をより強化していくことなど、取締役会機能のさらなる向上に向けた課題があることについても認識の共有が行われました。

今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、また継続的に実効性評価を行っていくことで、そこで認識した課題について十分な検討を行ったうえで、迅速に対応していくとともに、定期的に自己評価・分析を実施し、取締役会の機能をより高めるための取組みを継続的に進めてまいります。

取締役及び監査役（社外及び候補者含む）の専門性と経験（スキルマトリックス）

		企業 経営	保険 事業	資産 運用	財務 会計	人材 マネジメント	リスク 管理	法務 コンプラ	生命 科学	国際性
取締役	小 森 伸 昭	●	●	●	●	●	●	●	●	
	百 瀬 由美子	●	●		●	●	●	●	●	
	田 中 栄 一	●				●	●			
	尚 山 勝 男	●				●	●			
	武 見 浩 充	●		●	●	●				
	デイビッド・G・リット	●				●	●	●		●
	大和田 征 矢	●	●	●						
	勝 屋 敏 彦	●			●	●	●	●		●
	林 史 朗	●		●	●					●
監査役	須 田 一 夫		●	●	●		●	●		●
	花 岡 慎	●	●			●		●		●
	伊 藤 公 一								●	●
	青 山 慶 二				●			●		●
	岸 本 有 巨						●	●		

取締役・監査役候補者の選任方針

当社グループの経営戦略・経営課題について客観的かつ多角的な視点で議論を行うことを目的として幅広い分野において高い知見を持つ経営者等を選定しており、「グループコーポレートガバナンス基本方針」において、取締役及び監査役の選任方針について以下の通り定めています。

（取締役の選任要件）

- 1 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。
- 2 当社およびアニコム損害保険株式会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
- 3 アニコム損害保険株式会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件を満たすことに加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

（監査役の選任要件）

- 1 当社およびアニコム損害保険株式会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。
- 2 当社およびアニコム損害保険株式会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
- 3 アニコム損害保険株式会社の監査役は、前2項に定める要件を満たすことに加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

社外取締役の独立性に関する基準

金融商品取引所が定める要件及び基準に従い、「グループコーポレートガバナンス基本方針」において、社外役員の独立性判断基準について以下のとおり定めています。

当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

- ① 当社またはその子会社の業務執行者である者
- ② 過去10年間ににおいて当社またはその子会社の業務執行者であった者
- ③ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社またはアニコム損害保険株式会社との取引額が、その連結売上高の2％以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
- ④ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社の主要な取引先である者（直近事業年度における当社またはアニコム損害保険株式会社との取引額が、当社の連結経常収益の2％以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
- ⑤ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者
- ⑥ 当社またはアニコム損害保険株式会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額（1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2％のいずれか高い額をいう。）を超えるものの業務執行者である者
- ⑦ 当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
- ⑧ 当社またはアニコム損害保険株式会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額（1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2％のいずれか高い額をいう。）を超えるもの
- ⑨ 直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10％以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

後継者計画

当社は、2022年6月、代表取締役社長の後継者計画を指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経て、取締役会で審議を行い策定いたしました。当該後継者計画においては、ロードマップの立案から、「当社のあるべき社長像」と評価基準の策定、後継者候補の選出とその育成計画の策定と実施、後継者の決定に至るまでの見極めや決定方法等について定めており、2022年度から運用を開始しています。

企業価値向上を支える役員報酬制度

当社は、役員報酬に対する透明性・公正性・客観性を確保しつつ、中長期的な企業価値の持続的向上を動機づける報酬制度の構築を基本方針としています。2026年度より、単年度業績への意識を高める短期インセンティブに加え、株式報酬による長期インセンティブを導入しました。これにより、基本報酬中心の体系から、中期経営計画の達成、業績・企業価値との連動、株主の皆様との価値共有をより重視する報酬体系へ見直しました。

役員報酬体系

業務執行取締役

当社の業務を執行する取締役の報酬は、役位・役割・責任に応じて支給する基本報酬を基礎としつつ、単年度業績に連動する短期インセンティブ報酬 (STI) および、中長期的な企業価値向上と株主の皆様との価値共有を促す長期インセンティブ報酬 (LTI) により構成しています。

報酬構成は、概ね**基本報酬:STI:LTI=7:1:2**とし、短期の業績向上と中長期的な企業価値向上の双方を動機づける設計としています。

また、本制度は当社の業務執行取締役に加え、当社の取締役を兼務しない執行役員、アニコム損害保険株式会社の取締役、ならびに主要グループ会社の代表取締役にも同様に適用し、グループ全体で中期経営計画の達成と企業価値向上に向けたインセンティブを高めています。

【業務執行取締役の報酬構成】

	基本報酬	インセンティブ報酬			
種別	基本報酬 (金銭)	短期 インセンティブ (金銭)	長期インセンティブ (株式)		
			譲渡制限付株式 (RS)	パフォーマンス・シェア・ユニット (PSU)	
比率	7	1	1	0.8	0.2
概略	・役位別の報酬テーブルに基づき支給	・単年度の連結経常利益の目標超過率に応じて支給	・役位に応じて譲渡制限付株式を毎年付与 (在任中は継続保有)	・中期経営計画の連結ROEの目標超過率に応じて付与 (在任中は継続保有)	・中期経営計画のエンゲージメントスコアの達成によって付与 (在任中は継続保有)
報酬枠	年額300百万円以内		年額33百万円以内	年額99百万円以内	

社外取締役・監査役

社外取締役及び監査役の報酬は、独立した立場から経営の監督機能または監査機能を担う役割を踏まえ、業績連動報酬および株式報酬の対象とはせず、基本報酬のみで構成しています。

これにより、業績に左右されない客観的な監督・監査機能の発揮を確保しています。

インセンティブ報酬について

当社は、業務執行取締役等の報酬について、単年度業績への意識を高める短期インセンティブ報酬 (STI) と、中長期的な企業価値向上および株主の皆様との価値共有を促す長期インセンティブ報酬 (LTI) を導入しています。

短期インセンティブ報酬 (STI) は、単年度の連結経常利益を指標とする金銭報酬であり、年度計画の着実な達成と業績向上への動機づけを目的としています。

長期インセンティブ報酬 (LTI) は、固定株式報酬である譲渡制限付株式報酬 (RS) と、業績連動型株式報酬であるパフォーマンス・シェア・ユニット (PSU) で構成しています。

RSは、株式保有を通じて株主の皆様との価値共有を進めることを目的とし、PSUは、中期経営計画における財務指標である連結ROEおよび非財務指標であるエンゲージメントの達成度に応じて付与することで、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを高める設計としています。

短期インセンティブ報酬 (STI)

短期インセンティブ報酬 (STI) は、単年度の連結経常利益を指標とする金銭報酬です。連結経常利益が単年度目標を超過しない場合は支給せず、目標を上回った場合には業績達成状況に応じて支給額を決定します。2026年度においては次の表の支給率で計算されます。

連結経常利益の達成状況	業績支給率	STI支給額
50億円以下	0%	支給なし
50億円超～57.35億円未満	(連結経常利益実績額－50億円) ÷ (57.35億円－50億円)	基本報酬年額×0.143× 業績支給率
57.35億円以上	100%	基本報酬年額×0.143

長期インセンティブ報酬 (LTI)

長期インセンティブ報酬 (LTI) は、中長期的な企業価値の持続的向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としています。当社のLTIは、役位・役割に応じて毎年付与する固定株式報酬である**譲渡制限付株式報酬 (RS)** と、中期経営計画の達成度に応じて付与する業績連動型株式報酬である**パフォーマンス・シェア・ユニット (PSU)** で構成しています。PSUについては、中期経営計画上の主要な財務指標である**連結ROE**に加え、人的資本が中長期的な企業価値創出の重要な源泉であるとの考えのもと、**エンゲージメント**を非財務指標として採用しています。これにより、資本効率の向上と人的資本の強化の双方を意識した経営を促す設計としています。

導入初年度におけるPSUの評価期間は、今回の中期経営計画の残存期間である2026年度から2027年度までとし、評価期間終了後に、あらかじめ定めたKPIの達成度に応じて支給株式数を決定します。

支給株式数は、基準となる付与株式数に、各KPIの達成度に応じた支給率等を乗じて算定します。

業績目標達成度の具体的な算出方法は次のとおりです。

業績目標達成度＝連結ROE達成度×80%+エンゲージメントスコア達成度×20%

【連結ROE達成度】		【エンゲージメントスコア達成度】	
連結ROE	連結ROE達成度	エンゲージメントスコア※	エンゲージメントスコア達成度
12.5%超	100%	71.8超の場合	100%
12%以上12.5%未満	200×（連結ROE－12）%	71.8以下の場合	0%
12%未満	0%	（※）エンゲージメントスコアは、2028年2月に実施する当社指定の従業員エンゲージメントサーベイにおける各設問の回答結果を数値化し、100点換算後の平均値として算出します。	

決定プロセス

当社は、役員報酬の透明性・公正性・客観性を確保するため、報酬体系および報酬水準について、独立社外取締役を中心に構成される指名・報酬・ガバナンス委員会において審議しています。取締役会は、同委員会からの答申を踏まえ、役員報酬の方針、体系および個別の報酬額等を決定しています。また、業績連動指標、報酬構成割合、株式報酬を含む制度の仕組み等については、事業環境や経営戦略の変化を踏まえ、指名・報酬・ガバナンス委員会において定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うことで、中長期的な企業価値向上に資する報酬制度の実効性を高めてまいります。

2025年度実績

2025年度は報酬制度見直し前であり、取締役および監査役に対する報酬は基本報酬のみで構成しています。2026年度からは、業務執行取締役等を対象に、短期インセンティブ報酬および株式報酬を含む長期インセンティブ報酬を導入し、業績・企業価値との連動性を高めた報酬体系へ見直しています。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	146	146	—	—	2
社外取締役	25	25	—	—	4
監査役(社外監査役を除く)	20	20	—	—	2
社外監査役	16	16	—	—	4

(注) 取締役2名は、子会社であるアニコム損害保険株式会社の業務執行取締役を兼務しています。これらの取締役に対しては上記とは別に当該子会社から合計24百万円の報酬が支払われています。

(ご参考) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は以下のとおりです。

- ①基本方針
 - 役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保すること
 - 人と動物の共生する社会の実現に向けて、ペット業界のリーディングカンパニーとしての役割を認識し、企業文化と整合したイノベティブな成長戦略の遂行や当社グループの持続的な成長を動機づけるものであること
 - 当社グループが求める経営者としてのあるべき姿に適う人材を確保・維持できる報酬水準であること
 - 業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化すること
- ②基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、役位別の報酬テーブルに基づき、各役割と責任に応じた固定金銭報酬で構成し、在任中に月次で支払う。
- ③業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

短期の業績連動報酬は、単年度業績に対する意識を高め、業績向上への動機付けを強化するため、単年度の連結経常利益を指標とした金銭報酬とし、その目標達成状況に応じて決定する。連結経常利益があらかじめ定めた単年度目標額を超過しない場合には、短期インセンティブ報酬は支給しない。支給対象者の固定報酬額に0.143を乗じた額を上限とし、個人評価を原則反映せず、業績達成状況に応じて算定する。かかる手続きにより決定された短期インセンティブ報酬は、毎年一定の時期に支給する。

中長期の業績連動報酬については、中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるため、中期経営計画の重要業績評価指標を反映した業績連動型株式報酬(PSU)とする。譲渡制限付株式を、原則として、中期経営計画の対象期間を業績評価の対象期間とした上で、当該期間である3事業年度の最後の事業年度の経過後に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を一括して付与する。
- ④株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

中長期的な企業価値の持続的向上への動機づけ及び株主との一層の価値共有を図るため、非金銭報酬として、業績に連動しない譲渡制限付株式報酬(RS)及び業績に連動するPSUを付与する。

RSは、役位別の報酬テーブルに基づき、各役割と責任に応じた金額に相当する数の株式を毎年、一定の時期に付与する。PSUについては、「③業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針」に記載の通りである。
- ⑤金銭報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類ごとの割合は、業績指標100%達成時において、おおよその目安として、基本報酬:短期業績連動報酬:RS:PSU＝7:1:1:1とする。

内部統制システムの構築

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、以下の内部統制システム基本方針を取締役会において決議し、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、監査役会監査の実効性確保等を含むアニコムグループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。

内部統制システム基本方針

1. アニコムグループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、アニコムグループ経営理念に基づき、グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
 - ①当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
 - ②グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
 - ③子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
 - ④子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。
- (2) 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (4) 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
 - ①当社は、コンプライアンスを統括する部署を設置する。
 - ②当社は、グループ倫理規範を定め、グループの役職員がこの倫理規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ③当社は、グループコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④当社は、「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。また、定期的に開催する「グループコンプライアンス委員会」において、コンプライアンス疑義案件及び不祥事件への対応並びに外部弁護士相談を踏まえた当社方針等の適切性の確認を行う。
 - ⑤当社は、法令又は社内ルールなどのコンプライアンスに抵触する事案が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか、社内外に内部通報制度（ホットライン）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
- (2) 当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社及びグループ会社において、実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
 - ①当社は、リスク管理を統括する部署を設置する。
 - ②定期的に開催する「グループリスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、重要事項については、取締役会に報告する。
 - ③リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定及びモニタリング・報告のプロセスを構築する。
 - ④当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
- (2) 当社は、経営の健全性を確保しつつ企業価値を持続的・安定的に向上させ、それにより保険契約者をはじめとするステークホルダーの利益保護に資することを目的として、グループの統合的リスク管理に関する方針を定める。

- (3) 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループの中期経営計画及び年度計画（数値目標等を含む。）を策定する。
- (2) 当社は、業務分担及び指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。
 - ①当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役の選任・解任
 - ②当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件
 - ③当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役の業績評価
 - ④当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬体系
 - ⑤当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役の報酬水準
 - ⑥コーポレートガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況
- (5) 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事の徹底により、生産性及び企業価値の向上の実現を図る。
- (6) 当社は、(1)～(5)のほか、当社及びグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役会事務局を設置する。
監査役会事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役会事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務及び監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社又はグループ会社の業務執行に関し、重大な法令若しくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、グループ会社の役職員が、当社又はグループ会社の業務執行に関し重大な法令若しくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社及びグループ会社において、監査役に(1)又は(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、内部通報制度（ホットライン）の運用状況及び報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べることもできるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 監査役は、子会社監査役に対して積極的に意思疎通及び情報の交換を図るなど、子会社監査役との連携を密にし、監査の効率性を高める。
- (4) 監査役は、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
- (5) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (6) 内部監査部門は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (7) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

グループのリスク管理体制

当社は、グループリスク管理基本方針を制定し、当社グループの経営に影響を及ぼしうるリスクの予見・コントロールに努めるとともに、環境変動を想定した応答活動を常に準備し、不測の事態にあってもサービスや商品の品質を維持し、事業継続ができるように、リスク管理体制の構築に努めています。

■ERMの推進

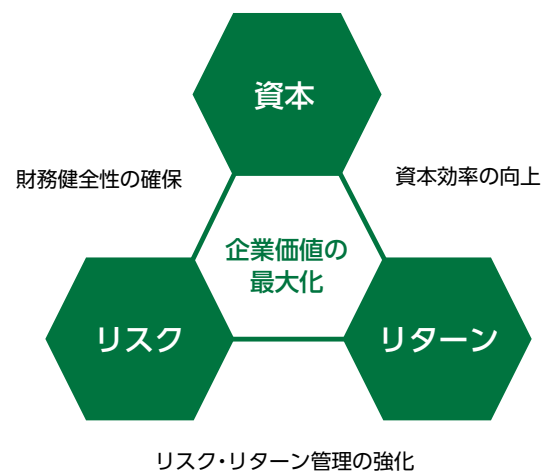
当社においては、取締役会主導のもと、経営企画部・リスク管理部を中心に、ERM (Enterprise Risk Management) の推進に取り組んでいます。取締役会はグループリスク管理基本方針の中でERM態勢を定め、グループ各社に周知するとともに、具体的な取決め等をグループERM規程で定めています。併せて、グループリスク選好基本方針として健全性・収益性に関する目標値等を定め、中期経営計画の礎としています。

また、当社では当社及びアニコム損害保険株式会社の常勤取締役・執行役員を中心とする「グループリスク管理委員会」を設置し、当社グループの個別リスク管理の状況及び統一的に評価したリスクの状況に関して議論を行い、取締役会に定期的に報告する態勢を整備しています。

(1) リスク・プロファイル

当社グループが保有するリスクを正しく認識するため、エマージングリスク (将来新たに発現し、当社グループの経営に大きな影響を及ぼす可能性のあるリスク) も含めたリスクの概要を網羅的に洗い出し、それを基にしたリスク・プロファイルを定期的に作成しています。また、リスク管理部は当社グループ内における波及リスク等、網羅性の検証を行うとともに、リスクを定量的に評価し、リスク状況のモニタリングを実施しています。

【リスク・リターン・資本の関係】



(2) 内部モデルによるソルベンシー評価

リスク量及び自己資本等の計測手法として当社の実績等に基づく内部モデルを定め、当社のソルベンシー評価を行うとともに、各種リスクの分析等を踏まえ、その高度化を進めています。

(3) ストレス・テスト

リスク管理部は、(1)および(2)の対応で把握しにくい、グループの経営に深刻な影響を及ぼしうるリスクを把握・管理するため、過去に発生したことがない仮想シナリオを含むストレスシナリオ、リバース・ストレス・テスト、感応度テストを定期的実施し、自己資本等の充実度への影響度を分析しています。また、深刻な影響が見込まれる場合には、速やかに対応策を検討・実施する態勢を整備しています。

(4) リスク選好方針・資本配賦

経営企画部は、グループリスク選好基本方針に基づきグループの中期経営計画を策定しています。また、資本配賦を実施し、経営の安定性確保を目的として、子会社ごと等にリスク限度枠を設定しており、その遵守状況を定期的にモニタリング (リミット管理) しています。また、リミットに抵触のおそれがある場合には、リスク削減・再配賦・自己資本の増強等の対応策を速やかに検討・実施する態勢としています。

(5) リスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA)

リスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA: Own Risk and Solvency Assessment) については、リスク・プロファイルによる網羅的なリスクの把握、内部モデルによるソルベンシー評価、ストレス・テスト及び資本配賦・リミット管理の状況等を踏まえ、当社グループが直面するリスクと現在及び将来の資本の十分性を評価しています。評価結果については、グループリスク管理委員会で報告・協議のうえ、取締役会へ報告する態勢としています。また、ORSAの結果を踏まえ、必要に応じて経営計画等への反映を行うことで、財務の健全性及び業務の適切性の確保に努めています。

【リスク管理体制】

